

# 横浜市立上山小学校PTA

## PTA規約



大切に保管してください

# 横浜市立上山小学校 PTA 規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、上山小学校PTAという。

第2条 この会は、事務局を上山小学校内に置く。

## 第2章 目 的

第3条 この会は、保護者と教職員が協力し、児童の健全な成長を願い安全で充実した教育環境を作っていく。また保護者・教職員が、そのための研修等を行える機会を提供していくことを目的とする。

## 第3章 方 針

第4条 この会は、次の方針に従って活動する。

1. この会の会員は、すべて平等な権利と義務を有する。
2. 会員は、年1回以上のPTA活動を行う。
3. 政治や宗教などに関係する団体からのどのような支配・統制・干渉も受けない。また、営利を目的とする行為はしない。
4. 子どもたちの教育や福祉の充実のために活動をする関連団体や機関と協力する。

## 第4章 会 員

第5条 この会の会員の構成は、次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わるもの(以下保護者という)。
2. 本校に勤務する教職員。

第6条 この会の会員は、所定の会費を納める。

## 第5章 会 計

第7条 この会の活動に関する経費は、会費やその他の収入によってまかなわれる。

第8条 会費は、保護者(1世帯)・教職員とも月額350円とする。但し、8月は徴収しない。

第9条 会費は、会員の事情により延納または減免することができる。

第10条 この会の経理は、年度初め総会において承認された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査の監査を経て年度初め総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 第6章 本部役員及び会計監査

第13条 この会の本部役員は、次のとおりとする。

また会長は、副会長を必要に応じて運営委員会の承認を得て増員することができる。

- \* 会長 1名 (保護者)
- \* 副会長 3名 (保護者3名)
- \* 書記 3名 (保護者2名 教職員1名)
- \* 会計 2名 (保護者1名 教職員1名)

第14条 本部役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。  
なお、任期終了後ではあるが年度初め総会時に前年度事業報告及び決算報告をする。

第15条 本部役員は、会計監査を兼ねることはできない。

第16条 書記または会計に欠員を生じた場合は、副会長の互選により1名が就任する。  
ただし任期は前任者の残任期間とする。

第17条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査を置く。

第18条 会計監査は、必要に応じて随時会計監査を行う。

第19条 会計監査の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし1回に限り再任を妨げない。  
なお、任期終了後ではあるが年度初め総会には出席する。

第20条 本部役員及び会計監査は、本部役員推薦委員会により候補者を選出し、年度末総会で承認される。

第21条 本部役員の任務は、次のとおりである。

1. 会長はこの会を代表し、総会・運営委員会・各委員会を開催する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
3. 書記は、運営委員会の議事並びに重要事項を記録する。また、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
4. 会計はこの会の財産を管理し、予算に基づき一切の会計処理を行い、年度初め総会の時収支を会員に報告する。

## 第7章 総 会

第22条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第23条 総会は、年度初め総会・年度末総会及び臨時総会とする。

1. 年度初め総会は4月または5月に開催し、次のことを行う。
  - ・前年度事業報告
  - ・前年度決算報告、会計監査並びに承認
  - ・新年度事業計画案の審議承認
  - ・新年度予算案の審議承認
  - ・その他の議事の審議承認
2. 年度末総会は2月または3月に、紙面総会にて次のことを行う。
  - ・新年度本部役員の承認
  - ・その他の議事の審議承認
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の1/5以上の要求があった時に開催する。

第24条 総会の定足数は、会員数の1/5とする。ただし委任状を認める。  
総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第8章 運営委員会

第25条 運営委員会は、この会の本部役員、委員代表（第31条記載の各委員会より2名）、及び教職員代表（校長・副校長・教務主任）をもって構成される。

第26条 運営委員会は、原則として月1回の開催とする。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

第27条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

1. 総会の議決に基づき会を運営する。
2. 提案された議事を審議検討する。
3. 総会に提出する議案や報告を審議する。
4. 本部役員の補充や緊急事項について、必要ある時は総会に代わって処理することができる。
5. 特別委員会を設ける時の内容や人員の審議と決定を行う。
6. その他必要と認める事項についての審議を行う。

第28条 運営委員会は、委員の1/2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成により決定する。

## 第9章 本部役員会

第29条 本部役員会は、会長・副会長・書記・会計で構成する。

第30条 本部役員会は、原則として月1回以上開催し、この会を執行運営して行くための連絡調整や会員への情報提供に努める。

## 第10章 委員会

第31条 この会の活動に必要な事項について、調査・計画・運営をするために次の委員会を置く。

1. 学年学級委員会
  - ・教職員と保護者、また保護者同士の連携や児童の教育環境を良くしていくための活動をする。
2. 広報委員会
  - ・この会の会員や地域社会、また関係諸機関や諸団体に対してこの会の活動を広く知らせていくための活動をする。
3. 保健厚生委員会
  - ・児童と会員の保健に関する調査や、会員の健康管理・疾病の予防方法を学ぶ場を設ける。
4. 校外指導委員会
  - ・児童の校外における生活の安全を守っていけるよう活動する。

第32条 学年学級委員会は各学級から選出された1名ずつ、保健厚生委員会・広報委員会は、各学年から選出された2名ずつの委員によって構成される。

校外指導委員会は、全会員の中から地域ごとに選出された委員によって構成される。

第33条 各委員会には、それぞれ委員長・副委員長を置く。

第34条 各委員会の委員長・副委員長は委員の互選による。

## 第11章 特別委員会

第35条 この会の活動に必要な事項について協議するため、次の特別委員会を設ける。

1. 学校保健委員会
  - ・学校の保健担当の教諭と校長・副校長及びPTA保健厚生委員会をもって構成し、学校保健の問題について関心を深め協力する。
2. 予算・決算委員会
  - ・本部役員及び運営委員会をもって構成する。ただし、必要により他のものを加えることができる。
  - ・新年度予算案を立案し、運営委員会の承認を経て年度初め総会に提示する。
3. 合同委員会
  - ・本会の活動状況を把握するため、全委員で構成し事業の計画及び経過について連絡する。

第36条 特別委員会は、前条の他に特に必要ある時は、運営委員会の協議を経て設置することができる。

## 第12章 本部役員推薦委員会

第37条 次の方法で本部役員候補・会計監査候補の選出を行うための本部役員推薦委員会を構成する。

1. 保護者より4名（各委員会の中から互選により選出）
2. 本部役員より3名
3. 教職員の代表1名（校長・副校長を除く教職員の中から互選による）

第38条 本部役員推薦委員会の任期は、7月より年度末総会までとする。

第39条 本部役員推薦委員会の委員長と副委員長2名は、委員の互選により選出する。

第40条 本部役員推薦委員会は、定数の2/3以上の出席をもって成立する。

第41条 本部役員推薦委員会は、本部役員及び会計監査の候補を推薦する。

第42条 本部役員推薦委員会で推薦した本部役員・会計監査の氏名は、候補者の承認を得てから年度末総会以前に会員に公表する。

## 第13章 細 則

第43条 この会の細則は、次のとおりである。また、この会の運営に関して必要な細則は、その規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定めることができる。

1. 横浜市立上山小学校PTAハンドブック
2. 上山小学校PTA個人情報取扱規則

第44条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第14章 改正

第45条 この規約は、総会において出席者2/3以上の賛成がなければ改正することができない。  
ただし、改正案は総会開催通告のとき知らせておかなければならない。

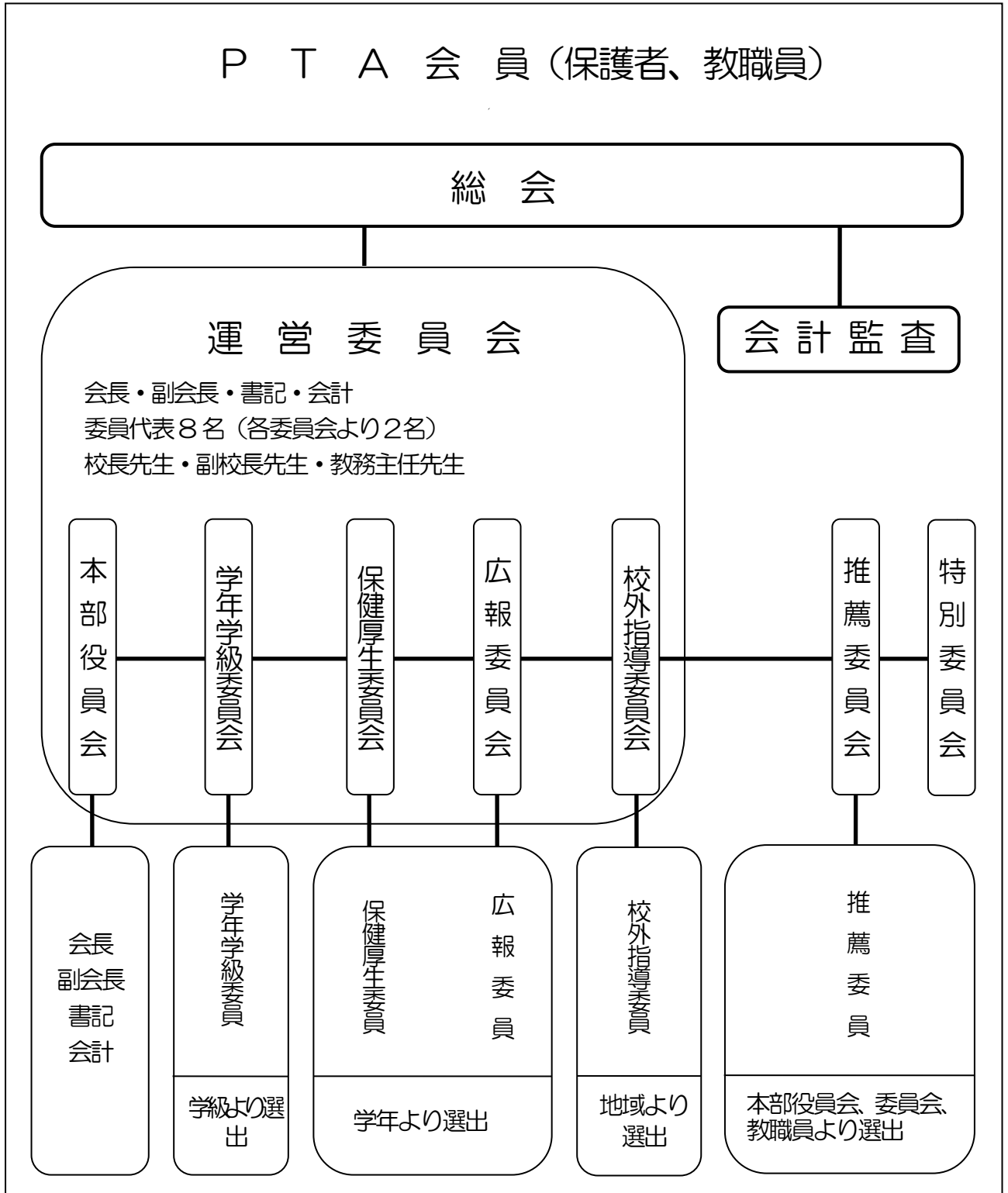
本規約は、初版 昭和 52 年 9 月 9 日 制定  
第2版 昭和 54 年 4 月 25 日 改正  
第3版 昭和 55 年 4 月 25 日 改正  
第4版 平成 4 年 4 月 20 日 改正  
第5版 平成 5 年 4 月 23 日 改正  
第6版 平成 6 年 4 月 25 日 改正  
第7版 平成 8 年 3 月 16 日 改正  
第8版 平成 10 年 4 月 21 日 改正  
第9版 平成 11 年 4 月 20 日 改正  
第10版 平成 13 年 3 月 2 日 改正  
第11版 平成 17 年 2 月 25 日 改正  
第12版 平成 18 年 2 月 24 日 改訂  
第13版 平成 19 年 4 月 27 日 改正  
第14版 平成 20 年 2 月 29 日 改正  
第15版 平成 21 年 2 月 27 日 改正  
第16版 平成 22 年 3 月 1 日 改正  
第17版 平成 22 年 4 月 23 日 改正  
第18版 平成 23 年 2 月 25 日 改正  
第19版 平成 23 年 4 月 28 日 改正  
第20版 平成 24 年 2 月 24 日 改正  
第21版 平成 25 年 2 月 21 日 改正  
第22版 平成 30 年 2 月 16 日 改訂  
第23版 令和 2 年 2 月 28 日 改訂

改訂履歴

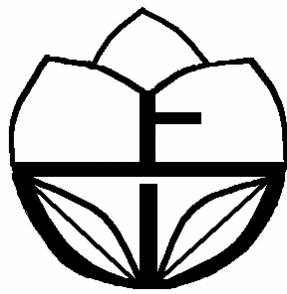
版数	改訂日	改訂内容および理由	議決
第23版	2020(令和2).2.28	<p>第16条 <del>本部役員</del>に欠員を生じた場合は、...</p> <p>⇒ 書記または会計に欠員を生じた場合は、副会長の互選により1名が就任する。ただし任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第25条 運営委員会は、本部役員、<del>委員会より選出された委員長・副委員長</del>、及び教職員代表...</p> <p>⇒ 運営委員会は、本部役員、委員代表（第31条記載の各委員会より2名）、及び教職員代表（校長・副校長・教務主任）をもって構成される。</p> <p>第43条 この会の運営に関して必要な細則は、...</p> <p>⇒ この会の細則は、次のとおりである。また、この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 横浜市立上山小学校PTAハンドブック</li> <li>2. 上山小学校PTA個人情報取扱規則</li> </ol>	年度末総会
第24版			

上山小学校PTA組織図

P T A 会 員 (保護者、教職員)







**横浜市立上山小学校PTA**  
**横浜市緑区上山2-5-1**  
**(045) 933-5501**